別表第１（第５条関係）

種別	発令基準	発令期間
交通死亡事故警報	交通死亡事故が発生し、当該事故が市民に与える影響が大きいと認められるとき。	原則、１０日間 ただし、交通死亡事故の発生状況に応じて、発令期間を延長することができる。
交通死亡事故多発非常事態宣言	一か月以内に交通事故による死者数が２人以上になったとき。 ただし、前年の交通事故死者数は算定対象外とし、１月１日から起算する。	

別表第２(第６条関係)

段階	実　施　事　項
交通死亡事故警報発令時	1　関係機関等への通知 2　広報車による緊急広報 3　みよし安心ネットによる市民への周知 4　市民課番号案内表示システムによる広報 5　庁内放送による来庁者への周知 6　事故現場付近での立哨活動 7　市内商業施設等での交通安全啓発 8　市ホームページへの事故情報及び警報文の掲載 9　行政区における事故情報の回覧 10　報道発表
交通死亡事故多発非常事態宣言発令時	1　関係機関等への通知 2　広報車による緊急広報 3　みよし安心ネットによる市民への周知 4　市民課番号案内表示システムによる広報 5　庁内放送による来庁者への周知 6　事故現場付近での立哨活動 7　市内商業施設等での交通安全啓発 8　市ホームページへの事故情報及び警報文の掲載 9　行政区における事故情報の回覧 10　報道発表 11　出発式、交通死亡事故抑止決起集会等の開催
愛知県交通死亡事故多発警報等発令時又は西三河地域交通死亡事故抑止緊急アピール発信時	1　マグネットを貼りつけた公用車での市内広報 2　庁舎壁面における懸垂幕の設置 3　庁内において警報文記載のタペストリーの掲示 4　広報車による緊急広報 5　各種イベント等における啓発

※事故発生状況に応じて、上記実施事項以外についても、迅速かつ積極的に実施するものとする。